

令和4年 第16回 福岡市選挙管理委員会

8月5日（金） 午前10時30分

議 題

1 議案

- 議案第13号 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について
- 議案第14号 福岡市長選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日
について

2 報告事項

- ① 令和4年度福岡市明るい選挙推進協議会総会について
- ② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示
する証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和4年8月19日（金） 午前10時30分
- ・ 令和4年9月5日（月） 午前10時30分
- ・ 令和4年9月20日（火） 午前10時30分

議案第13号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年福岡市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の1備考第4項第2項中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記様式第5号の1備考第5項第1号ア（ア）中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同号ア（イ）中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

別記様式第5号の2備考第5項第1号ア（ア）中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同号ア（イ）中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記様式第6号の1（別紙）その2の1中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記様式第6号の2（別紙）備考第2項第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同項第2号中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

別記様式第6号の3（別紙）備考第3項第1号中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同項第2号中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(理由)

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（令和4年6月23日福岡市条例第32号）に伴い、関係規程の様式中の金額を改める必要があるため。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年福岡市選挙管理委員会規程第3号）新旧対照表

現 行

第1条～様式第3号の3（略）
様式第4号の1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日 執行 選挙(選挙区)
候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

運 送 等 契 約 区 分 〔該当する方の番号に○〕 を記入してください。〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合	
	車種及び自動車登録番号	運送等年 月 日	運送等金額 (電話)	備 考
1		年 月 日	円	
2		年 月 日	円	
3		年 月 日	円	
4		年 月 日	円	
5		年 月 日	円	
6		年 月 日	円	
7		年 月 日	円	
8		年 月 日	円	
9		年 月 日	円	
10		年 月 日	円	
11		年 月 日	円	
12		年 月 日	円	
13		年 月 日	円	
14		年 月 日	円	
計			円	

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、福岡市に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 15,800円
 - 「運送等金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をしてください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福岡市に支払を請求することはできません。

改 正 後

第1条～様式第3号の3（略）
様式第4号の1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日 執行 選挙(選挙区)
候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

運 送 等 契 約 区 分 〔該当する方の番号に○〕 を記入してください。〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約による場合		2 左に掲げる場合以外の場合	
	車種及び自動車登録番号	運送等年 月 日	運送等金額 (電話)	備 考
1		年 月 日	円	
2		年 月 日	円	
3		年 月 日	円	
4		年 月 日	円	
5		年 月 日	円	
6		年 月 日	円	
7		年 月 日	円	
8		年 月 日	円	
9		年 月 日	円	
10		年 月 日	円	
11		年 月 日	円	
12		年 月 日	円	
13		年 月 日	円	
14		年 月 日	円	
計			円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、福岡市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 「運送等金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をしてください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び7の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福岡市に支払を請求することはできません。

様式第4号の2～様式第4号の3 (略)
様式第5号の1

ビラ作成証明書

年 月 日
年 月 日
選挙(選挙区)
選挙(選挙区)
執行 候補者
執行 候補者

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数

- (1) 単価
- 以下のア、イのいずれか少ない額
- ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額
- (ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
- (イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$

〔1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする〕

- イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額
- (2) 枚数
- 作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第4号の2～様式第4号の3 (略)
様式第5号の1

ビラ作成証明書

年 月 日
年 月 日
選挙(選挙区)
選挙(選挙区)
執行 候補者
執行 候補者

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数

- (1) 単価
- 以下のア、イのいずれか少ない額
- ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額
- (ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円73銭
- (イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$

〔1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする〕

- イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額
- (2) 枚数
- 作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第5号の2

ポスター作成証明書

年 月 日
年 月 日
選挙(選挙区)
選挙(選挙区)
日執行
候補者

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数

(1) 単価

以下のア、イのいずれか少ない額

ア 次のポスター掲示場の数の区分に応じて算出される額

(ア) 当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

〔1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする〕

(イ) 当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

〔1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする〕

イ 選挙運動用ポスター作成契約書の1枚あたりの額

(2) 枚数

作成枚数またはポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第5号の2

ポスター作成証明書

年 月 日
年 月 日
選挙(選挙区)
選挙(選挙区)
日執行
候補者

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話)
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数

(1) 単価

以下のア、イのいずれか少ない額

ア 次のポスター掲示場の数の区分に応じて算出される額

(ア) 当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

〔1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする〕

(イ) 当該選挙区(当該選挙区が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

〔1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする〕

イ 選挙運動用ポスター作成契約書の1枚あたりの額

(2) 枚数

作成枚数またはポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第6号の1～(別紙)その1 (略)
(別紙)その2の1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車賃貸借

使用年月日	賃貸借代金の額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
年月日	円×1台＝	15,800円×1台＝15,800円	円	
計			円	

備考

- (ア)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

様式第6号の1～(別紙)その1 (略)
(別紙)その2の1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

自動車賃貸借

使用年月日	賃貸借代金の額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
年月日	円×1台＝	16,100円×1台＝16,100円	円	
計			円	

備考

- (ア)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

(別紙) その2の2～(別紙) その2の3 (略)
 様式第6号の2
 (別紙)

請求内訳書
 (ビラの作成)

作成金額		基準限度額			請求金額		備考	
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)		枚数 (H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合
375,500円+5円2銭×(確認された作成枚数-5万枚)
確認された作成枚数は、その端数は1銭とする
- (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(別紙) その2の2～(別紙) その2の3 (略)
 様式第6号の2
 (別紙)

請求内訳書
 (ビラの作成)

作成金額		基準限度額			請求金額		備考	
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)		枚数 (H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円73銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合
386,500円+5円18銭×(確認された作成枚数-5万枚)
確認された作成枚数は、その端数は1銭とする
- (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の3
(別紙)

請求内訳書
(ポスターの作成)

当該選挙区 (当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
- (E)欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第6号の3
(別紙)

請求内訳書
(ポスターの作成)

当該選挙区 (当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 は、その端数は1円とする
- (E)欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

議案第14号

福岡市長選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における公職選挙法第22条第3項に規定する選挙人名簿の選挙時登録の基準日を次のとおり定め、告示するもの。

令和4年8月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

選挙時登録の基準日 令和4年11月5日

(理由)

公職選挙法第22条第3項及び同法施行令第14条第2項の規定による。

(参考)

今回の市長選挙において投票できる人

年 齢 要 件	住 所 要 件
平成16年11月21日までに生まれた人 (選挙期日令和4年11月20日による)	令和4年8月5日以前から引き続き 本市の住民基本台帳に記録されていて、 本市のいずれかの区選挙人名簿に登 録されている人 (登録基準日令和4年11月5日による)

ただし、投票日（期日前投票においては期日前投票をする日）までに市外に転出した人や、選挙権を有しない人は投票できない。

(関係法令)

○公職選挙法

(登録)

第22条 (略)

2 (略)

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 (略)

○公職選挙法施行令

(登録日等の告示)

第14条 (略)

2 法第22条第3項の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日を告示しなければならない。

令和4年度
福岡市明るい選挙推進協議会

総 会

日 時 令和4年7月28日(木) 午前10時30分～
会 場 福岡市健康づくりサポートセンター(あいれふ)

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 役員の改選

3 報告事項

(1) 令和3年度 福岡市明るい選挙推進事業報告

(2) 令和4年度 福岡市明るい選挙推進事業計画（案）

(3) 令和4年度 選挙時啓発について

4 閉 会

目 次

福岡市明るい選挙推進協議会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

令和3年度 福岡市明るい選挙推進事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

令和4年度 福岡市明るい選挙推進事業計画(案)・・・・・・・・・・・・ 6 頁

令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙啓発事業一覧・・ 8 頁

参考資料

○令和3年度福岡市明るい選挙推進事業報告（別紙）

○せんきよかわら版 No. 44

○令和4年度 明るい選挙カレンダー

○セセウフ通信「CECEUF JOURNAL」vol. 7

○明るい選挙出前授業の動画周知チラシ

○福岡市で近年行われた主な選挙の投票率

○考える主権者をめざす情報誌「Voters」 65号、68号

福岡市明るい選挙推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって明るく行われるように常にあらゆる機会を通じて福岡市民の政治意識の向上と遵法精神の高揚に努め、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、福岡市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、福岡市選挙管理委員会事務局内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため福岡市選挙管理委員会と協力し、社会教育団体と提携して次に掲げる事業を行う。

- 1 話し合い活動に対し助言を行うこと。
- 2 講演会、研修会、講座等を開催すること。
- 3 調査・研究に関すること。
- 4 選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
- 5 その他、目的達成上必要な事項。

(組織)

第5条 協議会は、委員若干人で組織する。

- 2 委員は、報道機関、青年団体、女性団体、社会教育団体、その他公共的団体の代表者、区明るい選挙推進協議会の代表者及び学識経験者とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人

- 2 会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

(顧問)

第7条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において推薦する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、顧問の意見を求めるため、会議への出席を要請することができる。

(委員の就任及び辞任)

第8条 委員の就任及び辞任については、会長があらかじめ承認し、次の会議において報告し、その承諾を求めるものとする。

(役員職務権限)

第9条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を行う。

(任期)

第10条 協議会の役員及び委員の任期は、いずれも2年とする。

ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 協議会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもってあてる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(他の機関との関係)

第12条 協議会が第4条に規定する事業を実施するにあたっては、福岡市選挙管理委員会及び区明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、福岡市選挙管理委員会事務局において処理する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、福岡市選挙管理委員会の明るい選挙推進事業費をもってあてる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この改正規約は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日改正)

この改正規約は、昭和49年3月27日から施行する。

附 則(平成2年4月24日改正)

この改正規約は、平成2年4月24日から施行する。

附 則(平成17年7月5日改正)

この改正規約は、平成17年7月5日から施行する。

福岡市明るい選挙推進協議会委員名簿

任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日

役職	氏名	区分	所属団体・役職名
副会長	野口 公治	区明推協	福岡市東区明るい選挙推進協議会会長
	茅 嵩 清実	区明推協	福岡市博多区明るい選挙推進協議会会長
	小林 榮治	区明推協	福岡市中央区明るい選挙推進協議会会長
	出崎 修三	区明推協	福岡市南区明るい選挙推進協議会会長
	一川 洋一	区明推協	福岡市城南区明るい選挙推進協議会会長
	中嶋 祥元	区明推協	福岡市早良区明るい選挙推進協議会会長
	岡 弘	区明推協	福岡市西区明るい選挙推進協議会会長
副会長	細川 勝子	地域団体代表	福岡市七区男女共同参画協議会代表
	實原 隆志	学識経験者	福岡大学法学部教授
	古相 正美	学識経験者	中村学園大学教育学部教授
会長	宗 像 優	学識経験者	九州産業大学地域共創学部教授
	山崎 健	報道関係者	西日本新聞社編集局報道センター長
	小林 直	報道関係者	毎日新聞社西部本社編集局次長兼報道部長
	吉原 淳	報道関係者	読売新聞西部本社社会部長
	相沢 孝義	報道関係者	NHK福岡拠点放送局放送部制作専任部長
	高藤 秋子	報道関係者	RKB毎日放送報道局報道部長
	西村 香織	報道関係者	KBC九州朝日放送報道情報局次長兼報道情報センター長
	川島 泰一郎	報道関係者	TNCテレビ西日本報道部長
	木村 剛	報道関係者	FBS福岡放送報道局報道部長
	五十嵐 千了	報道関係者	TVQ九州放送報道部長

(順不同、敬称略)

令和3年度福岡市明るい選挙推進事業報告

事業内容		時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施 有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施	常時	公民館	指導学級41件 949名参加
	②ホームページでの情報発信 選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載	通年	ホームページ	
	③「せんきょかわら版No.44」の発行 明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布	市政だより 12/15号と 同時配布	全区	約85.4万部発行
	④啓発物資の作成 明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校、イベント等で配布	適時		明るい選挙カレンダー
	⑤広告塔看板の設置 区役所、出張所の合計7か所の広告塔の設置 ※R4.1月東区役所広告塔撤去	通年	区役所等	
	①新入社員研修での啓発 若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が主催する「新入社員基礎講座2021」で啓発物資の配布	4月上旬	福岡商工会議所	新社会人
	②福岡市新規採用職員研修での啓発 福岡市役所に新規採用された行政職員に啓発チラシの配布	4月上旬		新規採用職員
	③新成人への啓発 「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙啓発の内容を記載することによる新成人への啓発を実施	12月 ～1月		新成人
④18歳選挙権等に関する啓発 住民票異動を呼びかけるポスターの掲示を依頼するとともに、市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布	3～4月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高・大学や不動産会社などに送付 ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生 約1,200名に配布	
⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成 同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF(セセウフ)」を育成	適時	市役所	○定例会(月1回) ○明るい選挙出前授業への参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発 ・自主制作した動画を市役所1階等で放映 ・期日前投票所での投票立会人従事(市役所1階市民ホール)	

事業内容		時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発 (学校教育と連携)	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施	募集 7～9月 作品展 12～2月	市役所 各区役所	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒 60校から580点の応募
	将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施			
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	小学校 27校 2,403名参加 高校・特別支援学校 7校 1,907名 大学 1校 196名
	小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施			
⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出	随時	中学校等	小学校1件 中学校20件 高校7件 特別支援学校10件 その他2件	
将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出				
明るい選挙推進協議会の運営	①市・区明推協総会の開催	書面開催	市区	市明推協委員20名 区明推協委員60名
	明るい選挙推進活動のより一層の活性化を図るため、市区ごとに総会を開催			
	②(公財)明るい選挙推進協会会議等参加	①中止	①東京都	①市選管職員
	明るい選挙推進と情報交換のため、(公財)明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加 ①選挙啓発事務担当者研修会 ②地域コミュニティフォーラム ③明るい選挙リーダーフォーラム ④代表者会議・全国フォーラム	②12月14日	②福岡県	②区選管職員
		③1月27日	③神戸市 (オンライン)	③市明推協会長 市選管職員
		④3月9日	④東京都	④市明推協会長

令和4年度福岡市明るい選挙推進事業計画

事業内容		時期	場所	対象・人数等
一般有権者に対する啓発	①話し合い学級の実施 有権者の政治意識の向上を図るため、公民館を中心として、身近な政治問題等をテーマに話し合う「話し合い学級」を実施	常時	公民館	計画45学級(57回)
	②ホームページでの情報発信 選挙管理委員会ホームページに選挙制度・選挙結果等の情報を掲載	通年	ホームページ	
	③「せんきょかわら版No.45、46」の発行 明るい選挙の推進と有権者の政治意識の向上を図るため「せんきょかわら版」を作成し、各世帯に配布	市政だより11/1号、4/1号(R5)と同時配布	全区	約86.8万部(各号)発行見込
	④啓発物資の作成 明るい選挙の啓発のため啓発物資を作成し、区役所や学校、イベント等で配布	適時		明るい選挙カレンダー
	⑤広告塔看板の設置 区役所、出張所の合計5か所の広告塔の設置	通年	区役所等	
	①新入社員研修での啓発 若い有権者の意識向上のため、福岡商工会議所が開催する「新入社員基礎講座2022」で啓発の実施	4月6～8日	福岡商工会議所	新社会人150名
	②福岡市新規採用職員研修での啓発 福岡市役所に新規採用された行政職員及び消防職員に啓発冊子の配布	4月		新規採用職員 行政職員約270名 消防職員42名
	③20歳の人への啓発 「はたちのつどい」のお知らせはがきに選挙啓発の内容を記載することによる、20歳の人への啓発を実施	12月～1月		20歳の人
若者に対する啓発	④18歳選挙権等に関する啓発 住民票異動を呼びかけるポスターの掲示を依頼するとともに、市立高校4校の3年生に対して啓発物資を配布	3～4月	高校 大学 専門学校 区役所等	○ポスターの掲示 市内の高・大学や不動産会社などに送付予定 ○啓発物資の配布 市立高校4校の3年生約1,200名の配布
	⑤福岡市明るい選挙推進グループの育成 同世代の若者がボランティアとして明るい選挙啓発事業の企画・立案、実施をすることで、若年層を始めとする市民全体の選挙に対する意識の向上を図るため、平成21年1月に発足したグループ「CECEUF(セセウフ)」を育成	適時	市役所	○定例会(月1回) ○明るい選挙出前授業への参加 ○セセウフ通信の発行 ○研修会等への派遣 ○選挙時における啓発

事業内容		時期	場所	対象・人数等
若者に対する啓発 (学校教育と連携)	⑥明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施	募集 7～9月 作品展 12～2月	市役所 各区役所	市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒
	将来有権者となる児童・生徒の選挙への関心を高めるとともに、有権者への啓発事業に活用するためのポスターコンクールを実施			
	⑦「明るい選挙出前授業」の実施	随時	小学校 中学校 高校 大学等	実施校募集中
	小学6年生・中学生・高校生・大学生等を対象に模擬選挙を取り入れた「明るい選挙出前授業」を実施 出前授業の動画を作成し、市(教育委員会)ホームページの「福岡TSUNAGARU Cloud」で公開。各学校での出前授業の実施や、授業の補助教材として活用			
⑧生徒会役員選挙等への投票器材貸出	随時	中学校等	実施校募集中	
将来の有権者である中学生等の選挙・政治に関する意識の向上を図るため、実際に使用する投票箱や記載台等の投票器材を貸出				
明るい選挙推進協議会の運営	①市・区明推協総会の開催	7～9月	市区	市明推協委員20名 区明推協委員60名
	②(公財)明るい選挙推進協会会議等参加			
	明るい選挙推進と情報交換のため、(公財)明るい選挙推進協会の主催する会議等に参加 ①選挙啓発事務担当者研修会 ②地域コミュニティフォーラム ③明るい選挙リーダーフォーラム ④代表者会議・全国フォーラム	①9月頃 ②12月頃 ③1月頃 ④3月頃	①未定 ②佐賀県 ③岡山市 ④東京都	①市選管職員 ②区選管職員 ③市明推協会長 市選管職員 ④市区明推協会長 市区選管職員

参議院議員通常選挙啓発事業（実施報告）

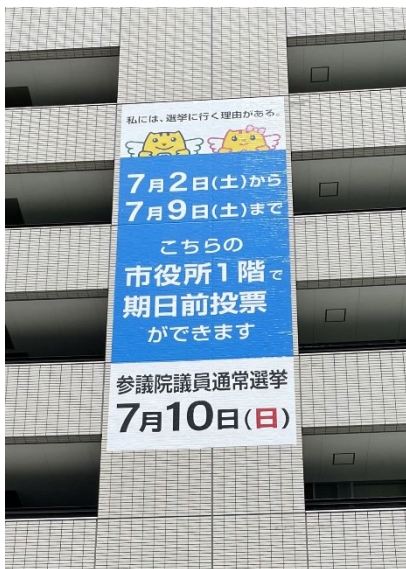
新聞広告やテレビ、ラジオCMなど全国又は県域を対象とした広範囲のものは国、県が実施

市は、主として市内地域に密着した啓発事業として、各種広告物の掲示、若者向け啓発事業などを実施

期 間：6月22日（水）～7月10日（日）

1 ポスター等各種広告物

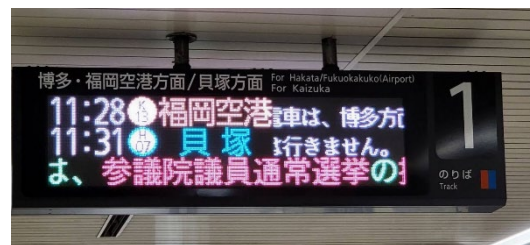
啓発項目	内 容
ポスター	公共施設、市営地下鉄掲示板、大学、短大、専門学校に掲示
横断幕・懸垂幕	本庁、区役所、出張所に設置
大型グラフィックポスター	市役所西側壁面に掲示（4m×10m）
大型画面・PRボード	市競艇場、市総合図書館、市民福祉プラザの電光掲示板に表示
地下鉄電光表示器	市営地下鉄各駅の駅構内電光表示器に表示
のぼり	本庁、区役所、出張所等に掲示



大型グラフィックポスター



のぼり



地下鉄電光表示器

2 配布物、メディア等

啓発項目	内 容
投票所入場整理券	約 129 万通
選挙公報	約 85 万世帯
市政だより	情報 BOX、記事面、下帯記事に掲載
市メールマガジン	6/23 号、7/7 号に記載
市 twitter	随時、選挙期日の案内等を配信
参院選特設サイト	選挙に関する情報発信、動画の掲載等

3 若者向け啓発事業

(1) 高校生による選挙啓発

① 市営地下鉄駅構内放送

雙葉高校、西南学院高校、城南高校の生徒が、投票を呼びかける内容の音声を収録し、市営地下鉄駅構内（全 35 駅、1 日 17 回）で放送

② 投票事務従事体験

市立高校の生徒 11 人が、7 月 2 日（土）及び 7 月 3 日（月）の中央区役所、城南区役所、早良区役所、西区役所、福翔高校の期日前投票所で投票事務に参加

(2) 大学生による選挙啓発

① 投票立会人に従事

明るい選挙推進グループ「セセウフ」が、7 月 2 日（土）～7 月 9 日（土）の市役所 1 階期日前投票所で、投票立会人に従事

② 啓発動画の作成

市役所 1 階デジタルサイネージ、ソラリア街頭ビジョン、JR 博多シティビジョンで放映

福岡市動画サイト「福岡チャンネル」、参院選特設サイトで配信



投票立会人従事



JR博多シティビジョン

○令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 選挙時啓発

区分	啓発項目	内 容	期 間	
掲示物等	<u>ポスター (B2、B3)</u>	本庁、区役所、出張所、各局施設、市民センター、地域交流センター、体育館、プール、市営地下鉄広報課枠、公民館、専修学校等に掲示	10/19～10/31	
	期日前投票啓発ポスター・チラシ	本庁、区役所、出張所、各局施設、市民センター、地域交流センター、体育館、プール、公民館等に掲示	10/19～10/31	
	<u>懸垂幕・横断幕</u>	本庁、7区役所、2出張所	10/19～10/31	
	市庁舎大型グラフィックポスター	本庁西側壁面（横4m×縦10m）	10/19～10/31	
	<u>のぼり（横45cm×縦180cm）</u>	本庁、区役所、出張所、港湾局、水道局、消防局、各消防署、市民センター、地域交流センター、体育館、プール、アミカス、あいれふ、市民会館、社会福祉協議会等に掲示	10/19～10/31	
	大型画面・PRボード（公共施設）	市競艇場、市総合図書館、市民福祉プラザの電光掲示板に掲示	10/19～10/31	
	インフォメーションビジョン（JR博多駅）	福岡市明るい選挙推進グループセセウフが自主制作した動画を放映	10/25～10/31	
	デジタルサイネージ（市役所1階市民ロビー、ソラリアビジョン）	福岡市明るい選挙推進グループセセウフが自主制作した動画を放映	10/19～10/31	
	地下鉄電光表示器	市営地下鉄各駅の駅構内電光表示器（LED）に表示	10/19～10/31	
	公営ポスター掲示場	市内箇所1,834（東377、博236、中193、南292、城155、早287、西294）に掲示板を設置	10/19～10/31	
広報紙等	投票所入場整理券	全有権者に郵送（約129万通）		
	<u>選挙公報</u>	市内全世帯に配布（約82万世帯）		
	<u>啓発チラシ</u>	本庁、区役所、出張所、市民センター、地域交流センター等で配布		
	区割り変更チラシ	対象区域に配布		
	ホームページ	市選管HP	選挙特集ページ開設（投票方法、投・開票速報等）	10/19～10/31
		市HP	選挙特集ページのバナー掲載	10/19～10/31
	市政だより	9/1号・10/1号記事面	9/1・10/1	
	市メールマガジン（毎週木曜発行）	10/21号・10/28号に掲載	10/21・10/28	
市Twitter、Facebook、LINE	期日前投票、選挙期日の周知等	随時		
音声広報	庁内放送	本庁、区役所、出張所等で放送	10/19～10/31	
	施設内放送	市動植物園、市競艇場で放送	10/19～10/31	
	庁用車による巡回放送	区庁用車にて巡回放送	10/19～10/31	
配布物	ポケットティッシュ	本庁、区役所、出張所、市民センター等の窓口で配布（合計15,000個）	随時	
	マスク	本庁、区役所、出張所、市民センター等の窓口で配布（合計2,000個）	随時	
その他	大学生（福岡市明るい選挙推進グループセセウフ）による投票立会人	市役所1階市民ロビー期日前投票所	10/23～10/30	
	高校生の投票事務従事	期日前投票所（福翔高等学校）での投票事務従事	10/23	

※ **太文字ゴシック**は衆議院選挙で初めて実施する事業

※ 表の「啓発項目」欄において、アンダーラインを引いたものは県作成成分を使用

報告事項2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- (1) 候補者等用 3人（全交付数 61人）
- (2) 後援団体用 1団体（全交付数 62団体）

2 市長選挙

- (1) 候補者等用 0人（全交付数 0人）
- (2) 後援団体用 0団体（全交付数 0団体）